

## 秋田県告示第487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

#### 1 名称

中滝休猟区

#### 2 区域

鹿角市十和田大湯地内の県道大館十和田湖線と国道103号との交点を起点とし、同国道を南東に進み国道104号との交点に至り、同国道を南西に進み大楽前沢との交点に至り、同沢を北進し土滝沢との交点に至り、同沢を北進し揚の沢との交点に至り、同沢を北進し県道大館十和田湖線との交点に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 第2

#### 1 名称

泥繋沢休猟区

#### 2 区域

大館市比内町大葛地内の県道比内森吉線と林道芦内沢線との交点を起点とし、同林道を西進し国有林林班界を経て大館市と鹿角市との境界に至り、同境界を市界に沿って南進し大館市と北秋田市との境界に至り、同境界を市界に沿って北西に進み県道比内森吉線との交点に至り、同所から同県道を横断方向に引いた線を西進し同県道境界線との交点に至り、同所から県道に沿って北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 第3

#### 1 名称

白解森休猟区

#### 2 区域

北秋田市比立内地内の県道河辺阿仁線と林道小岱倉線との交点を起点とし、同林道を南東に進み、更に南進し中ノ又沢左岸との交点に至り、同沢左岸を南進し北秋田市と秋田市との境界に至り、同境界を北西に進み県道河辺阿仁線との交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を西進し同県道境界線との交点に至り、同境界線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 第4

#### 1 名称

連瀬沢休猟区

#### 2 区域

北秋田市森吉地内の小又川右岸と時戸沢との交点を起点とし、同沢を南進し国有林46林班との交点に至り、同林班界を南西に進み連瀬沢を経て国有林48林班との交点に至り、同林班界を南西に進み国有林林道連瀬沢線との交点に至り、同林道を西進し国有林林班界との交点に至り、同林班界を北進し国有林53林班との交点に至り、同林班界から南西に進み町道東の又線との交点に至り、同町道を北進し国有林53林班との交点に至り、同林班界を北東に進み小又川右岸との交点に至り、同川を北進し起点へ至る線で囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 第5

#### 1 名称

桂岱休猟区

#### 2 区域

山本郡藤里町滝の沢地内の国有林林道滝の沢線と県道西目屋二ツ井線との交点を起点とし、同県道を北進し米代川地域森林計画区藤里町62林班と63林班との交点に至り、同林班界を東進し62林班と64林班との交点に至り、同林

班界を東進し藤里町と大館市との境界に至り、同境界を南進し藤里町と北秋田市との境界に至り、同境界を南進し国有林1169林班と1170林班との交点に至り、同林班界を西進し1169林班と1171林班との交点に至り、同林班界を西進し国有林林道明星院線との交点に至り、同林道を北進し国有林林道滝の沢線との交点に至り、同林道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

第6

1 名称

松ヶ崎休猟区

2 区域

由利本荘市地内の市道芦川線と国道7号との交点を起点とし、同国道を北進し国道341号との交点に至り、同国道を北進し、更に東進し市道高野黒川線との交点に至り、同市道を南東に進み県道本荘岩城線との交点に至り、同県道を南東に進み国道105号との交点に至り、同国道を南西に進み日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を北西に進み市道芦川線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

第7

1 名称

釜ヶ台休猟区

2 区域

にかほ市院内地内の市道グミノ木森線と県道仁賀保矢島館合線との交点を起点とし、同県道を南東に進みにかほ市と由利本荘市との境界に至り、同境界を南進し野際溜池に至る作業道との交点に至り、同作業道を北西に進み市道冬師山9号線との交点に至り、同市道を北西に進み県道長岡冬師城内線との交点に至り、同県道を北西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北進し市道冬師線との交点に至り、同市道を南西に進み県道長岡冬師城内線との交点に至り、同県道を西進し市道上坂・学校線との交点に至り、同市道を北東に進み市山特定猟具使用禁止区域との境界に至り、同境界を西進し市道川上・グミノ木森線との交点に至り、同市道を南進し市道坂ノ下との交点に至り、同市道を北西に進み市道程ヶ沢林・冬師山線との交点に至り、同市道を北東に進み市道川上・グミノ木森線との交点に至り、同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

第8

1 名称

寺内休猟区

2 区域

横手市安田地内の国道13号と国道107号との交点を起点とし、同107号を東進し旧横手市と旧山内村との境界に至り、同境界を南進し林道大屋沢線との交点に至り、同林道を北西に進み同林道と連続する市道白坂天賀森線との交点に至り、同市道を北西に進み市道平林寺内線との交点に至り、同市道を北西に進み国道13号との交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

第9

1 名称

二井山休猟区

2 区域

横手市雄物川町今宿地内の県道大曲大森羽後線と市道雄物川東西2号線との交点を起点とし、同市道を南西に進み市道大沢岩ノ沢線との交点に至り、同市道を北西に進み出羽丘陵広域農道との交点に至り、同農道を北進し県道横手東由利線との交点に至り、同県道を北東に進み県道二井山大森線との交点に至り、同県道を北進し横手市雄物川町と横手市大森町との境界に至り、同境界を東進し県道大曲大森羽後線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

第10

1 名称

杉沢休猟区

2 区域

雄勝郡羽後町上到米地内の町道唐松落合線と国道398号との交点を起点とし、同国道を南東に進み県道鴻屋麓線との交点に至り、同県道を南進し町道麓明通との交点に至り、同町道を南西に進み県道羽後向田館合線との交点に至り、同県道を北西に進み羽後町と由利本荘市との境界に至り、同境界を北東に進み町道荒沢線との交点に至り、同町道を南東に進み町道唐松落合線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで